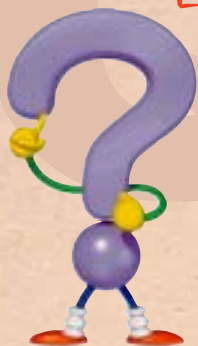


経営相談コーナー



当センターでは、中小企業者等が抱える経営、金融等様々な問題の相談に応ずるため、総務部企画課内に総合相談窓口を設けておりますので、気軽に相談ください。



Q 現在開業を目指して準備を進めているところですが、会社の商号(名前)を付けるに当たって、事業目的にすべきか、主力商品にすべきか迷っています。

商号を決める際の制約等があれば教えてください。

A 基本的にはどのような商号をつけるかは自由ですが、商号は、その会社の事業内容がどんなものなのかを第三者にある程度イメージさせるようなものであることが大切です。

また、有名な会社の社名を無断で使用すると後で問題になる恐れがあることから避けたいほうが無難です。

なお、商号を付ける際には、次のとおりいくつかの注意しなければならぬ点があります。

① 会社の商号中にはその種類に従い、株式会社や有限会社等の文字を使用しなければなりません。

② 従来、商号の登記においては、日本文字なら漢字、ひらがな、カタカナ以外の文字は認められていませんでしたが、商業登記規則等の一部改正により、平成14年11月1日以降は、漢字、ひらがな、カタカナに加えて、ローマ字、アラビア数字の使用が、また、字句を区切る際の符号として、アンパサンド(&)、ハイフン()、中点(・)等法務大臣が指定する符号の使用が可能になりました。

③ 銀行や信託等の文字も一般の人々を錯覚させる恐れがあるため、銀行や信託業等を営む会社以外は使っ

てはいいないことになっています。

④ 本家を置こうとしている市町村内に、同一又は類似した名称の同業他社がいる場合には、登記することができません。

類似の商号が認められないのは、個々の会社の商号権を保護したり、一般の人が違う会社を同じ会社と混同し誤認されるのを避けるためです。判断の基準としては、発音上の類似、文字上の類似、観念上の類似、商号全体を観察した場合の類似等が挙げられます。類似の商号を調査するためには、会社設立予定地の登記所で商号調査簿を閲覧し、確認する必要があります。二つの商号が類似しているかどうかを判断しかねる場合は、思い悩むよりも登記所の窓口で相談したほうが無難です。

登記申請時に、類似商号とみなされますと、登記しようとしても登記申請が受け付けられず、そのために開業が大幅に遅れることにもなりかねません。

⑤ 上記のとおり留意しなければならない点がありますが、詳細については登記所等を確認する必要があります。



お問い合わせ先

企画課

TEL 019-621-5386 FAX 019-621-5481

URL <http://www.joho-iwate.or.jp/>

E-mail joho@joho-iwate.or.jp